六ヶ所村告示第 36 号

令和８年度六ヶ所村経営安定化対策資金保証料補給金交付要綱を次のように定める。

令和８年３月 31 日

六ヶ所村長　橋本　隆春

令和８年度六ヶ所村経営安定化対策資金保証料補給金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、六ヶ所村内の中小企業者であって、青森県経営安定化サポート資金特別保証融資制度要綱（以下「県要綱」という。）に基づく融資を受けている中小企業者に対し、当該融資に係る保証料の補給を行うことにより、中小企業者の経営の安定に資することを目的とする。

（保証対象）

第２条　保証対象は、県要綱２(２)①、③、④又は(３)①により融資を受けた中小企業者のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１）　融資額が 1,250 万円以内かつ融資期間が 10 年以内（うち据置期間が２年以内）の融資を受けるもの

（２）　六ヶ所村内に住所を有する個人又は六ヶ所村内に法人登記をしている事業者で、六ヶ所村で同一事業を引き続き１年以上経営しているもの。ただし、県要綱２(３)①については、この限りでない。

（３）　法人村民税、個人村民税、村固定資産税、村軽自動車税及び村国民健康保険税について、事業主及び事業主と同一世帯に属する者に滞納がないこと。

（実施期間）

第３条　保証料補給金の交付を受けることができる期間は、令和８年４月１日から令和９年３月 31 日までとする。

（保証料）

第４条　保証料は、県要綱３(４)に規定する信用保証料率によって算出された額の全額を六ヶ所村が負担し、青森県信用保証協会に補給する。ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度による保証料の 0.25％又は 0.45％

に相当する額は補給対象外とする。

２　県要綱２（３）①による保証料は、青森県による保証料補給後の全額を六ヶ所村が負担し、青森県信用保証協会に補給する。

（受付場所）

第５条　受付場所は、青森県内に本店又は支店を有する金融機関のうち、この制度に賛同する金融機関とする。

（略称）

第６条　この要綱の略称は㊣とする。

（同意書及び実績報告）

第７条　この要綱に基づく保証料の補給を受けようとする中小企業者は、同意書（別記様式）を村長に提出しなければならない。

２　青森県信用保証協会は、この要綱に基づく毎月の保証実績を翌月の 15 日までに村長に報告しなければならない。

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和８年４月１日から施行する。

（効力の失効）

２　この告示は、令和９年５月 31 日限り、その効力を失う。